**身体拘束等の適正化の為の指針**

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。

利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、身体拘束等による身体的・精神的弊害を理解して、身体拘束等をしない介護・介護支援サービスの提供を目指す。

やむを得ず身体拘束等を行う場合の要件や組織体制等を整備し、身体拘束等の適正化を目的に本指針を定める。

1. 身体拘束等の適正化に向けた組織体制
	1. 身体拘束等適正化委員会の設置

 　　身体拘束等の適正化を図る観点から「虐待防止（身体拘束等適正化）委員会」（以下「委員会」と言う）を設置する。

 　　また、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その対応方法と手順を定めて行うものとする。

1. 身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針

　身体拘束等適正化のための職員研修は、身体拘束等の適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針・マニュアルに基づき身体拘束等の適正化を徹底する為に必要な内容が望ましい。

研修は定期的に年 1 回以上実施する。

研修実施後は実施内容を記録し保存する。

1. 身体拘束等発生時の対応方法に関する基本方針

　被虐待者（本人）の権利擁護を最優先し、本人の意思の確認・尊重が重要である。虐待者（家族等）を罰することが目的ではなく、その行為の原因を探り抱えている問題が解消されるよう支援する。正確な情報収集と客観的判断、長期的にチームアプローチで解決を図っていく視点が重要である。また、個人情報・プライバシーへの配慮も必要である。

また、やむを得ず身体拘束等を行う際の株式会社ビーンズにおける対応方法を別紙「身体拘束等の適正化及びマニュアル」に定める。

1. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

　別紙「虐待防止のための指針」と「身体拘束等の適正化及び対応マニュアル」に定める。

1. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

　利用者はいつでも本指針を閲覧することができる。また、事業所ホームページにおいても閲覧可能な状態とする。

1. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

　本指針・マニュアルに定める研修の他、積極的・継続的な研修参加により、利用者の権利擁護とサービスの質向上に努めるものとする。

附　則

令和6年 4月１日より施行